母子家庭等高等職業訓練促進 給付金等支給事業

ひとり親家庭の親が就職に有利な資格を 取得するために、1年以上養成機関等で 修業する場合、経済的支援を行います。

- ▶対象者:下記要件のすべてに該当する者 ○市内に住民票を有する者
- ○児童扶養手当の支給を受けている者、 または同様の所得水準にある者
- ○養成機関において、1年以上のカリキュ ラムを修業し、対象資格の取得が見込ま れる者
- ○就業または育児と修業の両立が困難で あると認められる者
- ○修業開始日前に訓練促進給付金等を受 給していない者
- 〇市町村民税等、国民健康保険税及び、 保育料に滞納がない者
- ▶対象資格:看護師(准看護師)、介護福祉 士、保育士、理学療法士、作業療法士、美 容師など、その他市長が適当と認める資格
- ▶支給期間:個々に異なりますのでご相 談ください。

▶支給額

市町村民税課税世帯:月額70,500円 (最終学年 110,500 円)

市町村民税非課税世帯:月額 100,000 円 (最終学年月額 140,000 円)

▶相談・申込み:支給を希望される方は 給付金申請前に事前相談が必要です。令 和5年4月からの支給を希望される方は、 令和4年10月末までに初回の相談をし てください。

※支給にあたっては審査を行います。審 査の結果、支給できない場合もあります。 問 おやこ・まるまるサポートセンター (内 線 9825)

農業委員会 各種申請

9月の農地法に基づく許可申請の受付期 間は次のとおりです。

▶受付期間: 9月21日(水)~26日(月) ※定例総会は10月11日火の予定です。 間 農業委員会事務局(内線 6301、6302)

住民税非課税世帯への臨時特別 給付金の申請はお済みですか

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等 総合緊急対策」として、令和4年6月1日 から真に生活に困っている方々への支援措 置の強化として、新たに運用改善されまし た。1世帯当たりすでに10万円を給付して いますが、これまで本給付金を受給した世 帯に再度支給されるものではありません。

▶対象:次のいずれかに該当する世帯 ※なお、次のいずれかの世帯であっても住 民税均等割が課税されている者の扶養親族 のみで構成される世帯は対象外となります。 ①令和4年度住民税非課税世帯:令和4年 6月1日時点に本市に住民登録がある世帯 で、世帯全員が令和4年度の住民税均等割 が非課税である世帯(令和3年度の臨時特

②家計急変世帯:住民税非課税世帯以外の 世帯であって、新型コロナウイルス感染症 の影響を受けて、令和4年1月以降の家計 が急変し、同一の世帯に属する全員が住民 税均等割が非課税である世帯と同様の事情 にあると認められる世帯

別給付金を受給した世帯を除く)

▶手続きについて

①の方には、確認書を送付し支給を開始し ています。確認書が届いていない方は、令 和4年1月2日から令和4年6月1日まで の間に転入した方を含む世帯で、本市で税 情報が不明のため、申請(非課税証明書の 添付)が必要です。

②の方は、申請(コロナの影響で収入・所 得が減少したことが分かる資料の添付)が 必要です。令和3年度住民税非課税世帯に つきましては、既に申請等の期限(令和4 年5月31日)が切れていますが、ご相談 ください。本給付金(確認書の返送・申請 書による申請・家計急変世帯の申請)の申 請がお済みでない方は申請期限までに手続 きをお願いいたします。

申請期限は、令和4年9月30日金までで す。これを過ぎると給付されませんのでご 注意ください。

本給付金の詳細や申請書類などが必要な場 合には、つくばみらい市非課税世帯等臨時 特別給付金コールセンター(☎0120-011 - 089) や市ホームページをご確認 ください。

固 伊奈庁舎社会福祉課(内線 4105)

三/ 手続き・申請

子育て短期支援事業の ご案内

保護者が疾病などの事由により、家庭に おいて養育を受けることが一時的に困難 となった児童を、児童福祉施設などでお 預かりします。

▶対象となる児童

市内に居住する18歳未満の児童で、当 該児童の保護者が次のいずれかの事由に 該当する場合

- ○疾病などの健康上の事由
- ○育児疲れ、育児不安などの身体上もし くは精神上の事由
- ○出産・看護・事故・災害・失踪などの 家庭養育上の事由
- ○冠婚葬祭・転勤・出張・学校などの公 的行事への参加などの社会的な事由
- ○経済的な問題などにより、緊急または一 時的に児童の養育などを必要とする場合
- ▶利用施設(保護者が送迎をお願いします)
- 〇児童養護施設 道心園
- 〇児童養護施設 窓愛園
- 〇児童養護施設 つくば香風寮
- 〇児童養護施設 内原和敬寮
- ○乳児院 さくらの森
- 〇日本赤十字社茨城県支部乳児院
- 〇市が契約した里親
- ▶利用期間:原則1回の利用につき7日 以内 ※施設などに空きがない場合は利 用できないこともあります。
- ▶利用料

(児童1人につき1日あたりの金額)

〇生活保護世帯:無料

○非課税世帯・父子家庭世帯・母子家庭 世帯および養育者世帯:2歳未満の児童は 1,100円、2歳以上の児童は1,000円 ○その他の世帯: 2歳未満の児童は 5,350

- 円、2歳以上の児童は2,750円
- ▶申請に必要なもの
- ○子育て短期支援事業利用申請書(おや こ・まるまるサポートセンター窓口)
- 問 おやこ・まるまるサポートセンター(内 線 9820)

相